



## NPO 労働と人権サポートセンター・大阪

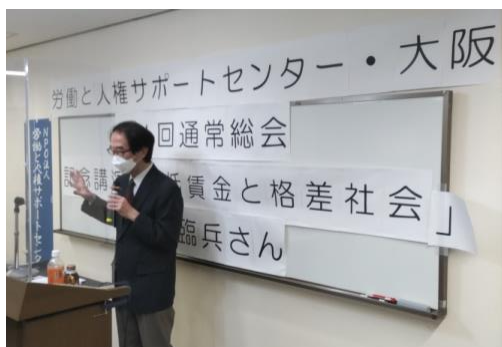
### 第 14 回 通常総会開催

5月25日、大阪府中央区の「エルおおさか」において、特定非営利活動法人労働と人権サポートセンターの第14回通常総会が開催された。

総会では、①2021年度事業報告承認、②2021年度収支決算報告承認、③2022年度事業計画(案)承認、④2022年度収支予算(案)、⑤定款一部変更、の5本の承認議案が提案され、いずれも異議なく承認された。その後、2022年度役員選出と議事録署名人の選出が行われ、全ての議事が終了した。

議事のうち、2022年度事業計画(案)では、「私たちを取りまく状況」を、「気候変動とパンデミック、そして戦争」と「コモンズ(社会的共有財産)と『労働と人権』」の観点から捉えられた。そして、その状況把握を前提として「労働と人権に関する相談事業」「政策提言・啓発事業」「情報発信事業」「会員拡大促進」「協働事業」「市民運動・地域労働運動との連携事業」の諸事業を展開することが提案された。

議事終了後、当法人の理事でもある吉村臨兵愛知学院大学教授による記念講演「最低賃金と格差社会」が行われた。



〒530-0041 大阪市北区天神橋 2-2-9

プラネット南森町ビル 8 階

電話 06-6352-3400 FAX 06-6352-3401

メール [saposen-osaka@lemon.plala.or.jp](mailto:saposen-osaka@lemon.plala.or.jp)

ホーム <http://www.saposen-osaka.org>

編集・発行/ NPO 労働と人権サポートセンター・大阪

センター・大阪



最低賃金制度については、当法人としても本年度、特に取り上げたいテーマであり、「政策提言・啓発事業」の核と位置づけ、講演、学習会、シンポジウム等を積極的に開催する意向である。

### 総 会 記 念 講 演

## 「最低賃金と格差社会」

最賃引き上げと住居費の公的扶助の拡充で  
大都市部と地方の格差是正を

吉村臨兵さん(愛知学院大学教授)

### 低すぎる賃金水準の是正 ディーセントな処遇 人権を守る課題

「低すぎる賃金水準を是正することは、経済成長のための手段である以前にディーセントな(正当でまともな)処遇と暮らし、いいかえればその人々の人権を守るということである」(櫻井純理 編著 どうする日本の労働政策 「第1章 賃金」 執筆者 熊沢透福島大学教授)

労働組合と弁護士や研究者と市民が設立した「NPO労働と人権サポートセンター・大阪」は労働と人権の課題として「最低賃金」を位置づけ、「最低賃金闘争」における理論面での寄与を目指して講座開催や調査・啓発の取り組みを進めています。

### 低い日本の最賃水準は労働者の賃金格差を容認している

4月1日開催のサポセン講座「最低賃金制度の役割とその社会への影響」(講師 伊藤大 大阪経済大学准教授)に続き、5月25日のサポセン大阪の第14回総会において吉村臨兵さん

(愛知学院大学教授)による「最低賃金と格差社会」と題する記念講演を開催しました。

吉村さんは様々な統計データをもとにして講演において「日本の格差社会解消に向けての取り組みと最低賃金制度をどうつなげて行くかについて」の課題と論点を示しました。

「最低賃金制度が規定するのは最低の賃金率(時間当たりの賃金額)であり、この最低賃金率と一般労働者の賃金率(中位数)に対しての格差の範囲についての社会的合意の反映と考える。中位から下の賃金格差を社会がどのくらい許容するかということである。韓国はこの格差を縮めることに合意したが、日本の最低賃金(加重平均 930 円)はヨーロッパ諸国(1,500 円)と比較すると低い水準のままである。」

「地域別最低賃金で働くよりも生活保護での収入が多いという『逆転現象』は 2014 年 10 月に解消されたと言われている。しかし、その整合性をとる根拠にしている『生活保護費』の計算方法は都道府県ごとに級地区分ごとの人口で加重平均し、その県の生活扶助費として中央最低賃金審議会の目安計算の根拠ともなっている。しかしそれでは県庁所在都市など生活費がかかる地域の水準に届いていない。」

### 130万円の壁は解消されていない

「パート労働者が最賃引き上げによる格差解消について直接取り組みにくい背景に、103万円、130万円の壁といわれる『扶養家族』と租税と社会保険制度との問題で、労働時間数や労働日数の調整を余儀なくされている実態があり、運動の足かせとなっているのではないか。」

また、賃金条項を含んだ公契約条例と公共工事設計労務単価、若年と高齢者などの年齢階層と最低賃金、安倍・菅政権による政治主導の最賃引き上げと中小企業政策などについて論考しました。

### 賃金と社会保障(所得保障)で生活を営める社会経済の構想

吉村さんは「近年大都市部での住居費の支出が大きいことを論拠にして、大都市部が地方よ

りも地域最賃の引上げ額が大きいものとなり、その結果、大都市部と地方との最低賃金水準の格差が増大している。住居費の差を最低賃金の水準決定に及ぼさず、消費支出の平準化を行うことは、全国一律最低賃金制度の根拠ともなる。住宅手当、住宅扶助の公的拡充に取り組むべきではないか。一方、賃金収入で全生活を賄うモデルには限界があり、賃金と社会保障(所得保障)で生活を営める社会経済の構想やそのための運動戦略も必要ではないか」との問題提起を行いました。

### 大阪の中小零細職場の23万人 最賃改定に伴う賃金引上げが必要

大阪府最低賃金は2021年10月1日から992円に改定されました。前年度の時間額964円を28円(2.90%)引き上げられたものです。最低賃金制度を監督する大阪労働局は大阪府下の事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)の事業所では最低賃金の改定にともない「賃金の引き上げが必要である労働者数は約23万人」(影響率17.3%)であると発表しています。

### 13年ぶりの2.1%の消費者物価の高騰に注視を

2022年の最低賃金の改定に向けて、全国の事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)の事業所に対する「賃金改定状況調査」や「最低賃金に関する基礎調査」などの国の調査は5月から開始されています。一方、新型コロナウイルスやウクライナ情勢、そして日銀のゼロ金利政策による円安を受けた原材料や物流費の価格上昇が原因で現在急激な物価高騰が生じています。4月の全国消費者物価総合指数は前年同月比では2.1%上昇しています。増税の影響を除くと08年9月以来13年ぶりの上昇率2%超の高水準となりました。労働者の生活のための必要な費用(生計費)が最賃決定の重要な基準となるため、消費者物価動向への注視が必要です。(S)